

論文の内容の要旨

論文題目

近世の土地制度と在地社会

氏名

牧 原 成 征

本稿は、「近世の百姓たちが、いかなる社会構造や諸条件のなかで、それらにいかに規定されて、どのように再生産や生活を成り立たせていたか」を、百姓にとって最も基底的な土地制度の問題を軸にして、その他、金融・流通、共同体などの諸観点から考察したものである。なお、本稿で土地制度と表現したのは、在地レベルにおける土地所有のあり方やそれを成り立てる構造、というほどの便宜的な意味内容であって、本稿は法制度の体系的な提示などを目指したものではない。

さて、近世の土地制度と村落構成に関する研究は、一九五〇年代の太閤検地論争を経て六〇年代までに豊かな蓄積を築き上げた。それらには継承してゆくべき論点や視角が多く含まれているが、研究史の総括が十分になされてきたとは言えず、むしろ未解決の論点・争点を残したままであったり、かつて形成された通説が十分な検証・再検討を経ないで今日に至っている傾向がある。今日、この分野の研究が全般に低調なために、こうした問題点が深刻になっているともいえる。また一方で、一九七〇年代以降、中世の土地制度史や戦国史研究も大幅に進んできた。それらをうけて、たとえば太閤検地や石高の評価などについても、より実態的に見直されつつあるが、依然として研究者間に相対立する見解が併存したままの状況である。中世史・戦国期研究にも学ぶべき所は積極

的に学んで（批判的に継承して）、近世土地制度史を再構成してゆく必要がある。また、在地社会論一般としても、豊富な論点を地域社会論として包摂・総合してゆこうとする試みが近年著しく進展しているが、近世前期については大きく立ち遅れている。

以上のような問題意識にもとづいて、本稿では、時期的には近世初期（一七世紀）を中心的に取り上げ、そのために、できるだけ戦国期（一六世紀）に遡って考察した。また研究史の批判的継承を重視し、第一部を、土地制度史研究の流れ・到達点・課題を確認することに当てた。ともに本稿の大きな特色である。また、対象地域は、近江（とくに江北）と信州東部（佐久・小県）とに限定した。これらの選択は便宜にもよっているが、土地制度については、地域をこえた一般論としてではなく、まずは地域を限定して論じることが有意義だと考えたからである。

では、本稿各部各章の概要を述べておく。まず、第一部「土地制度史研究の到達点と課題」では、以上でも述べてきたように、中・近世移行期の土地制度に関する研究蓄積が膨大で、問題点も多いことに鑑みて、その到達点ないしは課題をここでまとめて論じた。対象地域を畿内近国に限定し、論点も本稿の関心の範囲に限定して、便宜的に三つの章にわけ、それぞれのテーマに相応しいスタイルで整理した。

第一章「戦国期の土地制度」では、①小領主、②農民的土地所有、③村請制の三点に絞って、研究史上での議論を概観し、課題を指摘した。①②は第二部で近江の土地制度を論じる前提でもあり、③は本稿で論じられなかった点を補う意味を込めている。なお、補論「久我庄の近世化と年貢收取体制」は、久我家領山城国久我庄において、中・近世移行期の年貢收取体制の変容を簡単に辿って、第一章を補足し、第二章の前置きとした。

第二章「太閤検地と年貢收取法」では、研究史の現状では異なった相対立する見解が併存している、太閤検地の石高と名請人、および豊臣政権の年貢收取法の意義と実態について、研究史の到達点をふまえて、私なりの理解を提示しようとした。

第三章「近世初期の村落構成」では、近世初期畿内村落論の研究史を、個別の論者に即して批判的に検討した。安良城盛昭氏の説に触れたあと、近世初期畿内村落論の到達点である朝尾直弘氏の小領主論をとりあげて、その問題点を指摘した。次いで、佐々木潤之介氏の名田地主論、水本邦彦氏の初期村方騒動論などを順次とりあげ、朝尾説との関連でそれらの意義や難点をあげ、それらを克服してゆくてがかりを探った。

第一部を通じて、太閤検地論争以降の研究史を自分なりに総括して、現時点における到達点および問題点がど

こにあるのかを提示した。

そのうえに立って、第二部「近江における土地制度の展開」では、近江、とくに江北（坂田・浅井・伊香三郡）を対象に、戦国期から近世初期にかけての土地制度の展開を実証的に検討した。この地域は、羽柴秀吉がいわば最初に「領国」とした地域でもあり、土地制度史研究上、固有の重要な位置を占める。

第一章「戦国・織豊期の土地制度と「小領主」」では、伊香郡余呉庄の東野氏をとりあげて、その土地帳簿（所有地の記録）を分析し、戦国期の東野氏は浅井氏に従う「小領主」と規定すべき存在であったが、天正元年（一五七三）、浅井氏を滅ぼした秀吉（信長）権力が入部してきた際に徵した指出や、その後の太閤検地と慶長検地を経て、所有=中間得分を段階的に否定され、慶長末年までに、居村中之郷村に高ニ四石余を名請・所持するにすぎない「百姓」となった過程を明らかにした。

第二章「江北の土地制度と井戸村氏の土地所有」では、研究史上著名な坂田郡箕浦の「小領主」井戸村氏をとりあげ、その一五世紀における土地所有の内容を検討し、また一六世紀における坂田郡南部の争乱の過程を辿つたうえで、そのなかから、近世につながっていく領主的土地所有と百姓的土地所持とが形成されてくることを展望した。また近世初期における井戸村氏の土地所有の内容を、検地の意義との関連で検討した。

第三章「近世初期の村落構成と土地制度」では、坂田郡八条村をとりあげて、兵介家という有力百姓家の土地・被官売券や土地帳簿、村の検地帳・名寄帳、その他の年貢帳簿を組み合わせて分析し、兵介家の譜代下人等による手作経営、作徳小作関係の未成立、特異な被官関係の意味、八条村独特の土地制度の意味、などを明らかにした。その結果、兵介家については、村請制や百姓の小経営に根底的に規定されている（されざるをえない）点で、まさに「村方地主」と称すべきであり、同範疇に含めるのが妥当であることを提示した。

第一章から第三章によって、江北地域に即して、中世末から近世初期にかけての土地制度の変容を辿って、それぞれの段階における特質を明らかにしてきた。そのなかで、戦国期において領主化を志向せざるをえない「小領主」と、村請制に規定されて百姓（小農）の一員としてそれと共に存してゆかざるをえない「村方地主」との差異も明確になったものと思われる。

第四章「村の近世化と庄屋・侍衆」は、野洲郡三上庄（三上村）を事例にして、中世末期から近世初頭にかけて村落主導者層のあり方・変遷を探ろうとしたモノグラフである。三上における中世の名主衆・社家衆、天正～慶長期の侍衆、庄屋などの姿を断片的な史料からできるかぎり追求し、それらの中心となった主導者の意識と文

書作成・伝存の問題にも触れた。また周辺一帯における村落の類型をも考慮・提示した。論点は土地制度から離れ、地域も江北ではないが、第三章まででは論じられなかつた村運営の面から近世化を捉えようとした。

第三部「信州東部における在地社会構造」では、信州佐久・小県両郡（東信）をフィールドに、近世の在地社会構造を、土地制度にとらわれず、むしろ多様な視角から明らかにすることを試みた。

第一章「寛永期の金融と地域社会」では、小県郡長窪（新町、中山道長窪宿）の商人石合家に残る寛永期以降の「大福帳」等から、江戸と信州（材木など）、畿内と信州（織綿など）を結ぶ隔地間商業の実態を明らかにし、また居村をこえた近隣地域の百姓等に対する金融の様相を分析した。すなわち、在地に貨幣が恒常に不足する状況のもと、中世以来の「高利」貸ではあったが、苛烈な取り立てや土地集積をともなわなかつたこと等を明らかにし、こうした金融の特質から、当該期・当該地域における、作徳小作関係および土地売買の一般的未展開を照射・想定した。

第二章「近世初期の宿、その構成と展開」では、信州から上州にかけての中山道や脇往還における宿（宿駅）の構成と展開過程を論じた。従来の交通史や流通史の研究では注目・検討されてこなかつた、近世初期に、商人荷物が宿内部でどのように取り扱われたのかを追求することによって、「宿（やど）」を営み伝馬衆として駄賃稼ぎにあたる一般の町人、彼らの共同体である町中と、土豪的な問屋との対抗が、多くの宿に共通して見られ、やがて問屋が町中に包摂され、宿役人化するに至る過程を実態的に明らかにした。

第三章「近世村落の村運営と村内小集落」では、佐久郡下海瀬村を事例に、村請制の村=行政村の運営について、その内部に含まれる小集落との関係を中心に論じた。下海瀬村は、複数の集落をややいびつな形で内包して創出されたため、行政村の擬制的性格がよく示されているといえる村である。近世前期には、集落としては「下海瀬」の名をもつ本郷が、階層としては長百姓層がその運営を主導していたが、やがて生活共同体である集落を基盤とする村運営の下部組織が形成されて、行政村が内実を備えた枠組に変革されてゆく過程を跡づけた。

このように第三部では、近世初期の総合的な在地社会論、地域社会論を構築してゆくためにも、今後さらに発展させるべき多様な論点を提示した。